

宿泊税特別徴収事務（申告・納付等）について

1 宿泊税の手続きの流れ

- ①
 - ・ 旅館業法の許可
 - ・ 住宅宿泊事業法の届出
- ②
 - ・ 宿泊税特別徴収義務者申告書を経営開始日の前日までに長崎市市民税課諸税係へ提出
(既に営業中の場合は、令和5年1月31日まで)
- ③
 - ・ 令和5年4月1日以降に宿泊した宿泊者から宿泊税を徴収
- ④
 - ・ 宿泊税納入申告書を長崎市市民税課諸税係へ提出
 - ・ 宿泊税納入書により金融機関等で納入

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊です。

宿泊税は、令和5年4月1日以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

- ※ 宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金が発生する場合は課税対象となります。**
- ※ 令和5年4月1日の宿泊から宿泊税が課税されます。**
- ※ 令和5年4月1日よりも前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。**

(1) 宿泊とは

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

課税対象となる「宿泊」の判断基準

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

宿泊税の判断例

(例1) 事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）

⇒その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。

(例2) 客室を日帰りで利用する（いわゆるデイユース）の場合

⇒日をまたぐ利用ではないため課税対象となりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象となります。

(例3) 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

(例4) 実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合

⇒ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

	宿泊者数	料金	宿泊税
1日目	0人	60,000円（利用料金）	0円
2日目	5人	60,000円（宿泊料金）	200円×5人=1,000円
3日目	3人	60,000円（宿泊料金）	500円×3人=1,500円
宿泊税合計			2,500円

(例5) 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。ただし、寝具の追加がなく、宿泊料金がかかっていない場合（添い寝の場合など）は、宿泊税は課税されません。

(例6) 「キャンセル」した場合

⇒「宿泊行為」がないため、課税対象となりません。
※ 仮に宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が「当該宿泊税分」を返金する。

3 税額

宿泊税の税額は、宿泊者1人1泊につき、次のとおりです。

宿泊料金（税抜き）	税額
10,000円未満	100円
10,000円以上20,000円未満	200円
20,000円以上	500円

※ 宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

4 宿泊料金とは

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

《宿泊料金に含まれるものの例》

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代
- ・ 寝具使用料
- ・ 入浴代
- ・ 寝衣代
- ・ サービス料、奉仕料 等

《宿泊料金に含まれないものの例》

- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・ 自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

宿泊料金の判定における事例

(例1) 食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金

- ・ 宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。
 - ※ 無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
- ・ エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

(例2) 企画旅行・手配旅行における宿泊料金

- ・ 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの金額を宿泊料金とします。
- ・ 手配旅行については、旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。

(例3) 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

- ・ 1室での料金設定など、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。

この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人当たりの宿泊料金を算出します。

(例4) 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払があった場合における宿泊料金

- ・ 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。
- ・ 宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。

（例5）補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金

- ・ **補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払がある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。**
- ・ **補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。**

(例6) 連泊割引における宿泊料金

- ・ 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。
- ・ 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

(例7) 延長等があった場合における宿泊料金

- ・ **宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めません。宿泊料金として徴収している場合には、当該延長に係る料金を宿泊料金に含みます。**

(例8) ウィークリーマンション等における宿泊料金

- ・ **ウィークリーマンション等における週単位等の利用契約の場合の宿泊料金は、契約期間における宿泊料金を契約期間の日数で除した金額を1室あたりの宿泊料金とします。**

※ **賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらぬ場合は課税対象になりません。**

(例9) 税込み宿泊料金

- ・消費税及び地方消費税を内税方式としている場合、又は料金の総額に他の税を含んでいる場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。

(例10) 清掃料金を強制的に徴収している場合

- ・宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊のときは、その清掃料金を宿泊数で按分して1泊当たりの宿泊料金を算出します。

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、**原則、翌月の末日までに、**宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、**長崎市市民税課諸税係へ提出し、併せてその税額を納入書により最寄りの金融機関等で納入してください。**

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が加算される場合がありますので、ご注意ください。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3ヶ月分をまとめた**年4回の申告納入期限**となります。

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分	6月末日	9月分	12月末日
4月分		10月分	
5月分		11月分	
6月分	9月末日	12月分	3月末日
7月分		1月分	
8月分		2月分	

令和5年度の申告納入期限の特例

4～6月宿泊分の申告納入の実績に基づき特例の要件を確認し、特例申告が認められた場合は、7～8月宿泊分の申告納入期限が9月末日までとなります。（4～6月宿泊分については特例の適用はできません。）

令和5年度の申告納入期限の特例要件

①	4～6月宿泊分の納入すべき宿泊税が60万円以下であること。
②	過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
③	市税の徴収金を滞納していないこと。
④	当該宿泊施設の営業を開始した日の属する月の末日から1年を経過していること。

(3) 宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書」に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊の総数及び宿泊税額、課税対象外となる宿泊数を記入し、提出してください。

また、宿泊税納入申告書には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。

宿泊税月計表は記載事項が同様なものであれば任意の様式での提出も可能です。

「宿泊税納入申告書」の例

第10号様式(第8条関係)

ア 令和5年6月10日

(宛先) 長崎市長

(特別徴収義務者) **イ**

住所(所在地) 長崎市〇〇町1丁目1番1号

氏名(名称) 株式会社 長崎市宿泊観光
代表取締役 長崎太郎

個人番号(法人番号) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、長崎市宿泊税条例第12条第1項の規定により、次のとおり申告します。

ウ	所在地	長崎市△△町2丁目2番2号		
	名称	長崎市ホテル		
	電話番号	095-111-1111	施設番号	99999

	区分	宿泊数 ①	税率 ②	税額 ①×②	
エ 令和5年 5月分	宿泊料金 (1人1泊)	1万円未満	414泊	100円	41,400円
		1万円以上 2万円未満	310泊	200円	62,000円
		2万円以上	22泊	500円	11,000円
		A 課税対象	746泊		
	B 課税対象外	303泊			納入すべき 金額 114,400円
C 総宿泊数(A+B)	1,049泊				

	区分	宿泊数 ①	税率 ②	税額 ①×②	
年 月分	宿泊料金 (1人1泊)	1万円未満	泊	100円	円
		1万円以上 2万円未満	泊	200円	円
		2万円以上	泊	500円	円
		A 課税対象	泊		
	B 課税対象外	泊			納入すべき 金額 円
C 総宿泊数(A+B)	泊				

	区分	宿泊数 ①	税率 ②	税額 ①×②	
年 月分	宿泊料金 (1人1泊)	1万円未満	泊	100円	円
		1万円以上 2万円未満	泊	200円	円
		2万円以上	泊	500円	円
		A 課税対象	泊		
	B 課税対象外	泊			納入すべき 金額 円
C 総宿泊数(A+B)	泊				

キ	納入すべき金額 合計	114,400円
----------	------------	----------

備考

- 課税対象(100円・200円・500円)及び課税対象外(修学旅行・その他)の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類(宿泊税月計表等)を添付してください。
- 納入すべき金額が0円の場合でも申告書の提出が必要です。

「宿泊税月計表」の例

ア		令和5年4月分				施設番号		イ	
ウ		宿泊施設名		長崎市ホテル					
日付	工 課税対象				オ 課税対象外			総宿泊数	
	100円	200円	500円	計	修学旅行	その他	計		
1	12	12	1	25	0		0	25	
2	14	10	2	26	0		0	26	
3	16	10	0	26	80		80	106	
4	16	9	1	26	0		0	26	
5	15	9	0	24	0		0	24	
6	13	9	3	25	0		0	25	
7	14	11	0	25	0	12	12	37	
8	14	8	0	22	0		0	22	
9	20	15	2	37	0		0	37	
10	17	7	0	24	0		0	24	
11	12	9	1	22	0		0	22	
12	13	10	0	23	0		0	23	
13	15	12	0	27	0		0	27	
14	17	11	0	28	0		0	28	
15	14	18	0	32	0		0	32	
16	12	17	0	29	0		0	29	
17	8	12	1	21	0		0	21	
18	13	10	1	24	0	2	2	26	
19	8	5	0	13	100	5	105	118	
20	15	7	0	22	100	0	100	122	
21	17	9	2	28	0	0	0	28	
22	15	10	0	25	0	0	0	25	
23	12	11	1	24	0	3	3	27	
24	13	11	0	24	0	0	0	24	
25	15	8	0	23	0	0	0	23	
26	12	6	2	20	0	0	0	20	
27	12	16	1	29	0	0	0	29	
28	14	10	2	26	0	0	0	26	
29	12	9	0	21	0	0	0	21	
30	14	9	2	25	0	1	1	26	
31				0			0	0	
計	414	310	22	A 746	280	23	B 303	C 1,049	

(4) 宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「納入書」により長崎市に納入してください。納入は長崎市指定金融機関、収納課、各地域センター（中央地域センターは納期限内のみ）、各地区事務所、各事務所で行ってください。

※納入できる金融機関については、納入書に記載があります。

※納入書は毎年3月に1年分まとめてお送りします。

「宿泊税納入書」の例

④ 長崎市宿泊税領収証書

口座番号 01710-9-961727 加入者名 長崎市

〒〇〇〇-〇〇〇〇 納税者住所(所在地)・氏名(名称)
長崎市〇〇町1丁目1番1号

株式会社 長崎市宿泊観光 様
(長崎市ホテル)

右記のとおり領収しました。

令和5年5月分の宿泊税

申告区分 3 3.申告 4.修正 5.更正 6.決定

納期限 令和5年6月30日

領収日付印

納税者(保管)

④ 長崎市宿泊税納付書

口座番号 01710-9-961727 加入者名 長崎市

年度	施設番号
5	99999
税 額	ア 114.400 円
督促手数料	円
延滞金	円
加算金	円
合計額	ア 114.400 円

氏名 株式会社 長崎市宿泊観光

税 額 ア 114.400 円

督促手数料 円

延滞金 円

加算金 円

合計額 ア 114.400 円

納期限 令和5年5月31日

領収日付印

金融機関(保管)

④ 長崎市宿泊税領収済通知書

口座番号 01710-9-961727 加入者名 長崎市

施設名 長崎市ホテル 長崎

氏名 株式会社 長崎市宿泊観光 様納

ID 都市コード 所属コード 分類 税 額 円

250 201 1610 012 ア 114.400

年度 施設番号 C/D 督促手数料 円

05 199999 * 円

年 月 日から 年 月 日まで

ウ 050501050531 延滞金 円

申告区分 加算金 円

3 全 額 額 円

3.申告 4.修正 5.更正 6.決定 ア 114.400

納期限 令和5年6月30日

上記のとおり領収しましたので
通知します。

取りまとめ店 (あて先)長崎市会計管理者

ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター(〒812-8794)
十八親和銀行長崎市役所支店

受付店(局)→取りまとめ店→長崎市(保管)

領収日付印

1 納税管理人

特別徴収義務者は、長崎市内に住所及び事務所を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

(1) 納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から**10日以内**に申告してください。ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、詳しくは長崎市市民税課諸税係までお問い合わせください。

【提出書類】

①	宿泊税納税管理人申告書・承認申請書
②	納税管理人が法人の場合は履歴事項証明書、個人の場合は住民票（写しで構いません。）

2 帳簿等の記載・保存

特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

(1) 帳簿とは・・・

宿泊税年月日、宿泊日数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

(例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等)

保存期間は、5年間です。

(2) 書類とは・・・

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、2年間です。

1 領収書等への表示

例1 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

《合計の内訳に宿泊税額を計上する場合》

領 収 書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合 計	11,200円

〇年〇月〇日
長崎市〇〇町〇〇番地
〇〇ホテル

印
紙

受領印

《宿泊税額を別に計上する場合》

領 収 書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合 計	11,000円

上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。

〇年〇月〇日
長崎市〇〇町〇〇番地
〇〇ホテル

印
紙

受領印

例2 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	11,200円
	合 計	11,200円
上記金額には、宿泊税額200円が含まれています。		
〇年〇月〇日 長崎市〇〇町〇〇番地 〇〇ホテル		
印 紙		受領印

2 特別徴収事務交付金

(1) 交付の目的

特別徴収事務交付金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて、納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

(2) 交付額

◇算定方法

納入期限までに申告納入された額の **2.5%** に相当する額

◇上限額

1 施設当たり **50万円** を上限とします。